

## 支援対象該当基準

### ○対象者

基準では「市内に活動の本拠を有する文化団体等に属し、日常的に文化活動している市民及び団体」と定められている。

#### <該当しない例>

- ・活動拠点が苫小牧市ではない市民及び団体
- ・日常的な文化活動を行わず、演奏会等の実施のために作られた団体
- ・文化団体等に属していない市民 etc

### ○対象事業

基準では「本市にゆかりのある人材・若手音楽家の育成等に著しく寄与すると認められる音楽事業（合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノ等の楽器、歌唱等）」と定められている。

#### <苫小牧にゆかりのある人材・若手音楽家の該当例>

- ・市内在住もしくは市内に勤務及び在学している人
- ・苫小牧市出身者及び苫小牧市内で勤務・在学していた人  
(・若手音楽家とは30歳以下の人を指す)

### ○事業別該当例

#### 【音楽発表事業】



#### <該当する例>

- ・市内高校生が参加する吹奏楽演奏会(出演料等が発生するため)

#### <該当しない例>

- ・市内高校が主催する吹奏楽部の演奏会(主催者と参加者が同一で出演料等が発生しないため)

#### 【音楽招聘事業】



#### <該当する例>

- ・市内管弦楽団がプロバイオリニストを招き、一緒に演奏する発表会

#### <該当しない例>

- ・プロバイオリニスト単独の演奏会(招聘し、苫小牧にゆかりのある人材と協奏していないため)

【音楽指導事業】



<該当する例>

- ・プロピアニストが指導する小中学生向けワークショップ

<該当しない例>

- ・ピアノ教室が主催する会員向けワークショップ（特定の会員に限定した事業は対象外であるため）